

★お知らせ★

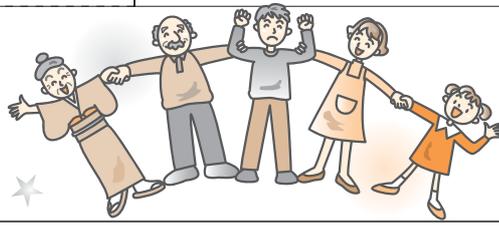
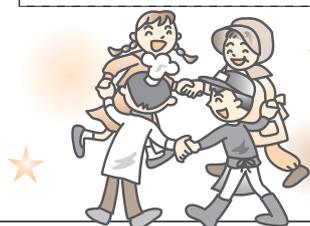
住所表示の変更による手続き等

新町の住所表示については、現在の「瀬戸町」、「三崎町」を伊方町に変更し、その後の字の名称・区域等については変更ありません。場合によっては、変更手続きが必要となることがありますので、以下を参考に手続きを行って下さい。



区 分	該 当 者	具 体 的 な 手 続 等	関 係 機 関 (窓 口)
●電話番号 ●電話帳に掲載されている住所	電 話 利 用 者	・電話番号は変わりません。 ・住所変更の手続きは必要ありません。	西四国116センター 局番なしの116番
●郵便番号		・郵便番号は変わりません。	各郵便局
●郵便貯金通帳等 ●簡易保険	預 金 者 等 契 約 者 等	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所変更を希望する方は、郵便局の窓口で手続きを行って下さい。	
●キャッシュカード (郵便局)	カード所有者	・一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細については各郵便局の窓口にお問い合わせ下さい。	
●預金通帳	預 金 者 等	・普通預金通帳、定期預金証書等については、住所変更の手続きは必要ありません。 なお、当座預金、融資取引等のある方は、住所変更の手続きが必要となる場合がありますので各金融機関の窓口にお問い合わせ下さい。	お取引の金融機関 (郵便局は除く)
●キャッシュカード	カード所有者	・一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細については各金融機関の窓口にお問い合わせ下さい。	
●保険証書(証券)等	保 険 加 入 者	・一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細については各保険会社の窓口にお問い合わせ下さい。	お取引の保険会社
●自賠責保険	保 険 加 入 者	・住所変更の手続きは、各保険会社等に確認してください。	各保険会社等
●クレジットカード	カード所有者	・詳細については、各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせ下さい。	お取引のクレジットカード会社
●各種有価証券	株券等の有価証券所有者	・詳細については、各取り扱い窓口にお問い合わせ下さい。	各規約等に定める窓口
●電気使用者の住所	使 用 者 等	・住所変更の手続きは必要ありません。	四国電力 お客さまセンター
●国民年金被保険者及び国民年金、厚生年金の受給者の住所	被保険者及び受給者	・住所変更の手続きは必要ありません。	愛媛社会保険事務局 宇和島事務所 Tel.0895-22-5440
●自動車検査証	軽自動車(三・四輪)の使用者、所有者	・住所変更の手続きは必要ありません。	軽自動車検査協会 愛媛事務所 Tel.089-975-6730
	二輪の軽自動車(126cc~250cc)二輪の小型自動車及び普通自動車の各使用者、所有者	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、抹消登録は、住所の変更登録を行ったうえで手続きをして下さい。	四国運輸局 愛媛運輸支局 Tel.089-956-9957

区 分	該 当 者	具 体 的 な 手 続 等	関 係 機 関 (窓 口)
●旅券(パスポート)	所持者	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。	八幡浜地方局 (代表)Tel.22-4111 旅券窓口 愛媛県 パスポートセンター Tel.089-923-5456
●食品衛生法にかかる許可	左記の許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 許可証の住所は合併前のままでも問題ありません。	八幡浜中央保健所 生活衛生課 Tel. 22-0600
●理容所の開設 ●美容所の開設 ●クリーニング営業 ●旅館営業の許可	左記の届出をしている方	ただし、許可証を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更届を行ってください。	
●特定建築物の届出			
●精神障害者通院 医療費公費負担 ●精神障害者 保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、手帳を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更届を行ってください。	八幡浜中央保健所 Tel. 22-0600
●被爆者健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	・手帳の住所は合併前のままでも差し支えありませんが、保険証と住所表記が異なると問題が生じる可能性がありますので、手帳を提出してできるだけ変更を行ってください。	
●介護サービス提供 事業者の指定、許可	左記の許可を受けている事業者	・住所変更の手続きは必要ありません。	八幡浜地方局 地域福祉課 Tel. 23-2250
●建設業許可	左記の許可を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、合併に伴い、会社名、組織名等が変わる場合は変更手続きが必要です。	八幡浜地方局 建設部管理課 Tel. 22-4111
●道路占用許可証 ●河川占用許可証	占用許可を受けている方		
●建築士事務所登録 ●建築士住所	建築士事務所開設者及び建築士	・住所変更の手続きは必要ありません。	愛媛県 建築住宅課 Tel.089-941-2779
●宅地建物取引業免許証 ●宅地建物取引主任者証	免許証・主任者証の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	
●狩猟免許	狩猟免許の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、免許を新住所に変更を希望される場合には、通常の変更届を行ってください。	八幡浜地方局 林業課 Tel.22-2031
●母子・寡婦福祉資金 貸付金	貸付けを受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。	愛媛県 子育て支援課 Tel.089-912-2411
●児童扶養手当証書	手当受給者		



区 分	該 当 者	具 体 的 な 手 続 等	関 係 機 関 (窓 口)
● 運転免許証	免許証の交付を受けている方	・免許の更新申請、再交付申請等の際に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、更新前に変更を希望される方は、住所地又は所在地を管轄する警察署若しくは当該警察署の管轄区域内の交番・駐在所又は運転免許センターで行って下さい。	八幡浜警察署 (代表) 0894-22-0110 運転免許センター Tel.089-934-0110
● 自動車保管場所証明書	左記の証明書等の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所の記載の変更を希望する場合には、通常の変更手続きを行ってください。	
● 自動車運転代行業認定証 ● 警備業認定証	左記の認定証等の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所の記載の変更を希望する場合には、通常の手続きを行ってください。	
● 銃砲刀剣類所持許可証 ● 猟銃用火薬类等譲受許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	・銃砲刀剣類の一斉検査時や許可更新時、猟銃等講習会の開催時等に併せて手続きを行ってください。	
● 古物商許可証 ● 質屋許可証 ● 風俗営業許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所の記載の変更を希望する場合には、通常の変更手続きを行ってください。	
● 通行禁止道路通行許可証 ● 道路使用許可証 ● 駐車許可証 ● 荷台乗車許可証 ● 設備外積載許可証 ● 制限外積載許可証 ● 制限外けん引許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、住所の記載の変更を希望する場合には、通常の変更手続きを行ってください。	
● 警備員指導教育責任者資格者証 ● 機械警備業務管理者資格者証	左記の資格者証等の交付を受けている方	・住所変更の手続きは必要ありません。 なお、本籍の記載の変更を希望する場合には、通常の手続きを行ってください。	



ご意見を
お寄せ下さい！

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。
*** 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局 ***
 Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669
ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>
E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

* 伊方町役場企画財政課 *
 Tel: (0894) 38-0211(代)
 Fax: (0894) 38-1373(代)

* 瀬戸町役場総務課 *
 Tel: (0894) 52-0111(代)
 Fax: (0894) 52-0570(代)

* 三崎町役場総務課 *
 Tel: (0894) 54-1111(代)
 Fax: (0894) 54-1988(代)